

平成31年（2019年）3月20日

柏崎市議会議長  
笠原晴彦様

議会運営委員会  
委員長 真貝 維義

平成30年（2018年）5月28日付け議員倫理審査請求に係る倫理審査会の審査結果報告を受けて協議した結果の報告

平成30年（2018年）5月28日付け議員倫理審査請求に係る議員倫理審査会の審査結果の議長への報告を受けて、議会として、議員倫理基準に反する行為等の存否の確認及びその確認に基づく措置等を議会運営委員会において、柏崎市議会議員倫理条例に基づいた協議が終了したので、下記のとおり報告します。

## 記

### 1 協議の対象となった議員

加藤 武男

### 2 審査会の報告の概要

#### （1）審査請求の要旨

本件は、加藤武男議員が代表を務める法人が経営する宿泊施設用の駐車場として、長年にわたり、市営石地海水浴場駐車場を権原なく不適正に使用していたことを対象としている。駐車場の駐車枠内に当該施設の屋号を書き込み、施設の利用客等の使用の用に供していたことは、市の財務規則等に違反し、柏崎市議会議員倫理条例（以下「議員倫理条例」という。）第4条の柱書、同条第1号及び同条第6号に該当する。

#### （2）審査会の審査結果

柏崎市議会議員倫理審査会における審査の結果は、加藤武男議員の駐車場利用は、好ましくない使用であったという事実を認定した。そしてその事実が、議員倫理基準に反する行為に該当するか否かの認定に当たっては、倫理基準に抵触したと判断できるとする見解がある一方、利用の経緯等から判断できない、あるいは判断すべきでないとの見解もあった。

しかし、本件は議員の倫理観を問うものであるから、議員倫理基準に抵触する行為であったと認定せざるを得ない。

したがって、本件議員倫理審査請求に係る事実、審査対象議員である加藤武男議員の一連の行為は、議員倫理条例第4条の柱書、同条第1号及び同条第6号に該当すると認められる。

- (3) 審査会の事実認定内容及び審査の経過等  
別添審査報告書のとおり

### 3 議会運営委員会での協議の結果

- (1) 倫理基準違反の存否の確認

倫理審査会の審査の結果を尊重し、対象議員の倫理基準違反はあったことを確認した。

- (2) 措置の内容

陳謝文の提出及び議場での朗読

- (3) その他

議会運営委員会の協議の中では、倫理審査会の事実認定等とは異なり、倫理基準に抵触する事実は認められないとする意見も2会派から出されたが、大勢としては、倫理審査会の結果を尊重することが妥当であるとの結論に至った。